

標題

中国の燃料油硫黄分濃度規制における 2018 年 1 月 1 日からの対象港湾の拡大について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1138

発行日 2017 年 12 月 8 日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1060、TEC-1063、TEC-1068、TEC-1088 及び TEC-1130 にてお知らせしておりますとおり、中国政府により燃料油硫黄分濃度 0.5% m/m 規制が実施されています。現在、下表のとおり、珠江デルタ水域及び環渤海水域の主要港、並びに長江デルタ水域内の全ての港湾に停泊中の船舶が規制対象となっておりますが、2018 年 1 月 1 日より、珠江デルタ水域、環渤海水域及び長江デルタ水域内の全ての港湾に停泊中の船舶が当該規制の対象となりますので、補油の際にはご注意ください。

燃料油硫黄分濃度規制が適用される港湾

	2017 年 9 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日	2018 年 1 月 1 日から
珠江デルタ水域	広州、深圳、珠海	全ての港湾
環渤海水域	天津、秦皇島、唐山、黄驊	
長江デルタ水域	全ての港湾	

これまで ClassNK テクニカル・インフォメーションで通知している当該規制の内容を添付 1 にまとめておりますのでご参照下さい。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022/ 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. 中国政府による燃料油硫黄分濃度規制の概要
2. 中国海事局通知文書(中国語原文)
3. 中国海事局通知文書(仮和訳)
4. 深圳市人居环境委員会・深圳海事局・深圳市交通運輸委員会通知文書(中国語原文)
5. 深圳市人居环境委員会・深圳海事局・深圳市交通運輸委員会通知文書(仮英訳)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

中国政府による燃料油硫黄分濃度規制の概要

中国政府による燃料油硫黄分濃度 0.5% m/m 規制の内容と関連する要件を以下にまとめる。

1. 対象船舶

排出規制水域で航行、停泊及び作業を行う全ての船舶(ただし、軍用船、スポーツボート及び漁船を除く)

2. 規制内容

(1) 排出規制水域内の港湾は、2016年1月1日以降、停泊中の船舶に対して硫黄分濃度 0.5%以下の燃料油の使用を要求することができる。

(i) 2016年4月1日から、上海港、舟山港、寧波港、蘇州港(張家港、太倉、常熟含む)及び南通港で当該規制を実施

(ii) 2016年10月1日から、深圳港で当該規制を実施

(2) 2017年1月1日より、排出規制水域内の主要港に停泊中の船舶は硫黄分濃度 0.5%以下の燃料油を使用すること。(ただし到着後1時間及び出発前1時間は除く。)

(3) 2018年1月1日より、排出規制水域内の全ての港湾に停泊中の船舶は硫黄分濃度 0.5%以下の燃料油を使用すること。(ただし到着後1時間及び出発前1時間は除く。)*

(4) 2019年1月1日より、排出規制水域に入域する船舶は硫黄分濃度 0.5%以下の燃料油を使用すること。

また、2019年12月31日までに上述の規制の効果が評価され、硫黄分濃度規制値の 0.1%への強化、排出規制水域の拡大等の措置をとるべきか決定される。

* 2017年9月1日から、長江デルタ水域内の全ての港湾で 2018年1月1日のからの規制を早期実施

3. 排出規制水域

以下の珠江デルタ水域、長江デルタ水域及び環渤海水域が排出規制水域として指定されている。また、同水域内の 11 の港湾が規制実施上の主要港湾区域として指定されている。

(1) 珠江デルタ水域

(i) 海域の境界線

以下の地点(a)から(f)を結んだ線(地点(b)~(e)の定義で参照されている場所は中国の領海基点)

(a) 惠州と汕尾の本土海岸線上境界点

(b) 針頭岩から 12 海里の地点

(c) 佳蓬列島から 12 海里の地点

(d) 圍夾島から 12 海里の地点

(e) 大帆石島から 12 海里の地点

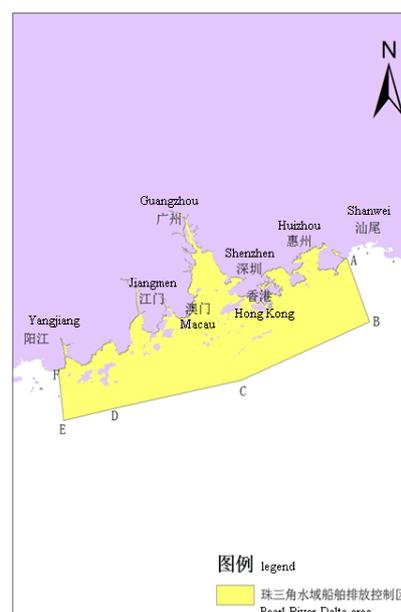
(f) 江門と陽江の本土海岸線境界点

(ii) 内水域の範囲

杭州、東莞、惠州、深圳、珠海、中山、仏山、江門、肇慶の 9 市の管轄区域内の河川航行水域

(iii) 主要港湾区域

広州、深圳、珠海



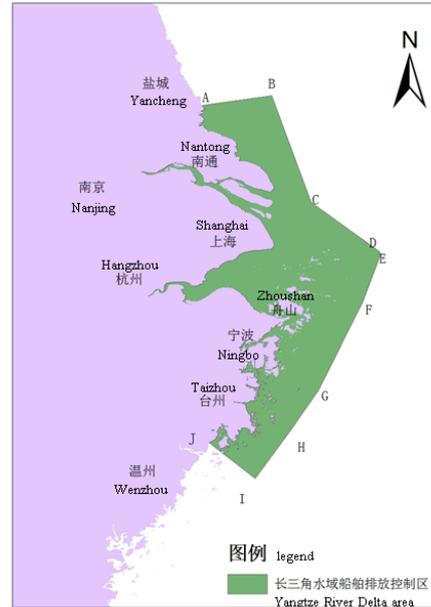
注: 香港・マカオ管轄水域は除く

(2) 長江デルタ水域

(i) 海域の境界線

以下の地点(a)から(j)を結んだ線(地点(b)～(h)の定義で参照されている場所は中国の領海基点)

- (a) 南通と塩城の本土海岸線上境界点
- (b) 外礮脚島から 12 海里の地点
- (c) 佘山島から 12 海里の地点
- (d) 海礁島から 12 海里の地点
- (e) 東南礁から 12 海里の地点
- (f) 両兄弟島から 12 海里の地点
- (g) 漁山列島から 12 海里の地点
- (h) 台州列島(2)から 12 海里の地点
- (i) 江門と陽江の本土海岸線境界点から 12 海里の地点
- (j) 江門と陽江の本土海岸線境界点



(ii) 内水域の範囲

南京、鎮江、揚州、泰州、南通、常州、無錫、蘇州、上海、嘉興、湖州、杭州、紹興、寧波、舟山、台州の 16 市の行政管轄区域内の河川航行水域

(iii) 主要港湾区域

上海、寧波-舟山、蘇州、南通

(3) 環渤海水域

(i) 海域の境界線

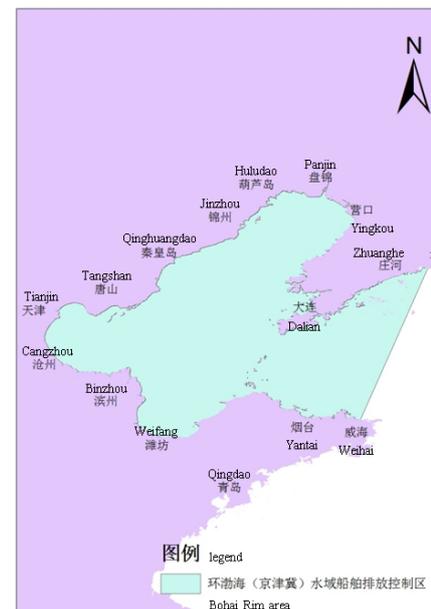
大連と丹東の本土海岸線上境界点と、煙台と威海の本土海岸線上境界点の 2 点を結んだ線

(ii) 内水域の範囲

大連、營口、盤錦、錦州、葫蘆島、秦皇島、唐山、天津、滄州、浜州、東營、濰坊、煙台の 13 市の行政区域内の河川航行水域

(iii) 主要港湾区域

天津、秦皇島、唐山、黄驊



4. 必要保管図書及び検査の要件

(1) 中国海事局が必要保管図書及び検査に関する文書(添付 2 及び 3)を発行している。主な留意点は以下のとおり。

- ・ 燃料油を切り替える船舶は、燃料油切り替えの記録(切り替え開始終了日時、船舶の位置、燃料油の硫黄分含有量、低硫黄燃料油の使用量、作業人員等を含む)をエンジンログブックに記載すること。また、燃料油切り替え手引書を船舶の安全管理システムの一部として備えること。燃料油供給証明書は 3 年間、燃料油サンプルを 1 年間船上保管すること。

- ・ 船舶及び岸壁に陸電設備が備わっている場合には、陸電を優先使用すること。陸電を使用する船舶は、陸電使用の記録(使用開始終了日時、作業人員等を含む)をエンジンログブックに記載すること。
- ・ LNG 等のクリーンエネルギーを使用する船舶については、IAPP 証書にクリーンエネルギーの種類を注記すること。二元燃料船舶はクリーンエネルギーへの切り替え記録(各燃料の使用量、切り替え日時、船舶の位置、作業人員等を含む)をエンジンログブックに記載すること。
- ・ 代替措置として排ガス後処理装置を使用する船舶は、排ガス後処理装置の証明書を所持すること。また、IAPP 証書に排ガス後処理装置を使用している旨を注記すること。船舶は排ガス後処理装置使用の記録(使用開始終了日時、船舶の位置、作業人員等を含む)をエンジンログブックに記載すること。

(2) 深圳市人居環境委員会・深圳海事局・深圳市交通運輸委員会が共同で、規制の概要を通知する公式文書(添付 4 及び 5)を発行している。主な留意点は以下のとおり。

- ・ 深圳港において陸電及び LNG 等のクリーンエネルギーの使用以外の代替措置を使用する場合は、深圳環境委員会の許可を受けること。
- ・ 到着と出発の定義は、到着とは最初の係留索を固定した時で、出発とは最後の係留索を解いた時とする。

中华人民共和国海事局文件

海船检〔2016〕48号

中华人民共和国海事局关于加强船舶排放控制区监督管理工作的通知

各有关单位：

根据《中华人民共和国大气污染防治法》、《中华人民共和国海洋环境保护法》、《防治船舶污染海洋环境管理条例》、《防治船舶污染内河水域环境管理规定》等法律法规规章的要求，为落实交通运输部发布的《珠三角、长三角、环渤海（京津冀）水域船舶排放控制区实施方案》（交海发〔2015〕177号，以下简称《方案》），便利船舶在船舶排放控制区（以下简称“控制区”）航行、停泊和作业，加强船舶大气污染防治监督管理，改善大气环境质量，现将有关要求通知如下：

一、按照《方案》控制要求在控制区内需要转换低硫燃油的船舶，应将换油的起止日期、时间、船舶经纬度和燃油含硫量，以及低硫燃油的使用量、换油操作人员等信息记录在轮机日志中。需要换油的船舶应配备一份书面的燃油转换程序，作为船舶安全管理体系的组成部分。

船舶燃油供给单位应对每批次燃油进行检测，并按规定将检测报告留存备查，已经检测的燃油又经调和或者与其它燃油混装的，应当重新检测。船舶燃油供给单位应当依法向船舶提供船舶燃油供受单证和燃油样品。船舶应将燃油供受单证保存 3 年，将燃油样品保存至少 1 年并直至所加燃油用完为止。

二、船舶和码头具备岸基供受电条件，且已就供受电程序做出了适当安排，在不影响船岸安全的前提下，船舶应优先使用岸电。船舶应将岸电使用起止日期及时间、操作人员等信息记录在轮机日志中。

船舶使用岸电的，船岸双方应当按照规定的程序操作，岸电提供方应为船舶提供书面的使用程序手册和安全作业指南。

三、使用液化天然气或其他低排放船舶燃料等清洁能源作为替代措施的船舶，应在船舶检验机构签发的船舶防止空气污染证书的记事栏中备注使用清洁能源的种类。双燃料动力船舶应将各种燃料的使用量、换用燃料的日期、时间和船舶经纬度、操作人员等信息记录在轮机日志中。

四、使用尾气后处理装置作为替代措施的船舶，应持有船舶检验机构签发的尾气后处理装置产品证书，并在船舶防止空气污染证书中签注。船舶应将使用尾气后处理装置的起止日期、时间和船舶经纬度、操作人员等信息记录在轮机日志中。

五、为保障船舶安全或实施海上人命救助，或因船舶及其设备损坏、故障而产生不符合《方案》排放控制要求的，船舶应及时向就近的海事管理机构报告，并将相关信息记录在航海日志中。

六、各级海事管理机构应当加强对控制区内船舶大气污染防治的监督管理工作，我局制定了《船舶排放控制区监督管理指南》（详见附件）供执法时参考使用，各单位在执行中发现的问题应及时报告我局。

附件：船舶排放控制区监督管理指南

中华人民共和国海事局
2016年1月29日

附件

船舶排放控制区监督管理指南

1 总则

1.1 目的

本指南的目的是为保障交通运输部发布的《珠三角、长三角、环渤海（京津冀）水域船舶排放控制区实施方案》（以下简称“《方案》”）的实施，为各级海事管理机构开展控制区内船舶大气污染防治监督管理而提供的指导性文件。

1.2 依据

本指南依据《中华人民共和国大气污染防治法》、《中华人民共和国海洋环境保护法》、《防治船舶污染海洋环境管理条例》、《防治船舶污染内河水域环境管理规定》等法律法规规章进行编制。

1.3 适用对象

本指南适用于在排放控制区内航行、停泊、作业的船舶，军用船舶、体育运动船艇和渔业船舶除外。

2 船舶换用低硫燃油的检查要求

2.1 文书检查

海事管理机构应结合现场监督和安全检查工作，对船舶的轮机日志、燃油供受单证等材料进行检查。具体检查内容如下：

(1) 轮机日志：核查船舶换油起止日期、时间和船舶经纬度等信息记录是否完整规范；核查换油起止船舶位置、燃油含硫量及低硫燃油使用量是否满足控制区要求；核查每一燃油舱中燃油的存量记录是否完整规范。

(2) 燃油供受单证：核查是否持有燃油供受单证，单证记录的燃油是否符合要求。

(3) 燃油转换程序：核查是否持有书面燃油转换程序，该程序是否符合船舶安全管理体系要求，燃油转换操作记录是否规范完整。

2.2 燃油检查

(1) 对于文书检查不合格、有违规记录，或者经监测存在违规嫌疑的船舶，海事管理机构应进行船舶燃油检测。

(2) 对于文书检查合格、无违规记录且无违规嫌疑的船舶，海事管理机构可进行船舶燃油抽检。

(3) 对于需要进行燃油样品检查的船舶，海事管理机构应安排执法人员上船进行燃油样品取样，并送至具备国家规定资质的检测单位进行检测，由检测单位出具检测结果。

a) 取样：执法人员可参照《MARPOL 公约》附则 VI 中规定的燃油取样指南（MEPC.96(47)号决议），结合实际情况，从被检测船舶管路中取样，或使用船舶燃油样品。如从管路中进行取样，样品份数为至少 3 份，每份样品量不少于 400ml。

b) 送检：海事执法人员应在取样后 2 个工作日内将样品送至燃油检测单位，燃油检测单位按照《MARPOL 公约》附则 VI 中的附录 VI 规定的验证程序，以及现

行有效的国家标准明确的检测方法进行样品检测。如果不能立即送往燃油检测单位，应将样品封存在低温、遮光和安全的地方。

c) 检测报告：检测报告应当给出油品的含硫量，也可同时给出其它影响安全和环境保护的油品指标值，并与《船用燃料油》等国家标准中列明的数值进行比较。

d) 核查：海事执法人员应在接到检测报告后，确认船舶燃油是否满足《方案》要求。

2.3 处理

(1) 使用不符合标准或者要求燃油的船舶，应当根据违法情节，依据法律法规或国际公约相关规定，按照下列一种或者几种方式进行处理：

a) 警示教育；

b) 纠正违规行为；

c) 滞留；

d) 依据《中华人民共和国大气污染防治法》第一百零六条进行处罚。若船舶已离港，当地海事管理机构可通报下一港海事管理机构协助调查。

(2) 船舶燃油供给单位未如实填写燃油供受单证的，或未按照规定向船舶提供燃油供受单证和燃油样品的，按照《防治船舶污染海洋环境管理条例》第六十三条进行处罚；

(3) 船舶和船舶燃油供给单位未按照规定保存燃油供受单证和燃油样品的，按照《防治船舶污染海洋环境管理条例》第六十三条进行处罚。

3 替代措施的检查要求

3.1 文书检查

海事管理机构应结合现场监督和安全检查工作，对船舶文书进行检查，具体检查内容如下：

(1) 对于使用岸电的船舶，应核查船舶轮机日志中的岸电使用起止时间记录是否完整规范；确定岸电使用起止时间是否满足控制区要求；确认船舶是否具备使用岸电的条件等。

(2) 对于使用清洁能源的船舶，应核查船舶防止空气污染证书是否备注该船舶使用清洁能源。其中，对于双燃料动力船舶，应核查换用燃料时间记录是否完整规范；核查换用燃料时的船舶经纬度记录是否完整规范；确定换用燃料时的船舶位置是否满足控制区要求；核查清洁能源和燃油的使用量记录是否完整规范等。

(3) 对于加装尾气后处理装置的船舶，应对核查船舶轮机日志中尾气后处理装置使用起止时间记录是否完整规范；装置使用起止时的船舶经纬度记录是否完整规范；确认装置使用起止时船舶位置是否满足控制区要求；核查是否持有尾气后处理装置产品相关证书以及是否在船舶防止空气污染证书有相应的签注等。

3.2 现场检查

对于文书检查不合格、有违规记录或存在违规嫌疑的船舶，海事管理机构应对船舶使用岸电、清洁能源和加装尾气后处理装置进行现场巡查。

3.3 结果处理

船舶采取替代措施未满足与使用低硫燃油等效排放要求的，应当根据违法情节，依据法律法规或国际公约相关规定，按照下列一种或者几种方式进行处理：

- (1) 警示教育；
- (2) 纠正违规行为；
- (3) 滞留。

抄送：

中华人民共和国海事局

2016年1月29日印发

ClassNK 仮和訳

中華人民共和国海事局公文書

海船検 [2016] 48 号

中華人民共和国海事局 排出規制水域の 監督管理業務の強化に関する通達

関係各位:

「中華人民共和国大気汚染防止法」、「中華人民共和国海洋環境保護法」、「船舶汚染防止海洋環境管理条例」、「船舶汚染防止内陸河川域管理規定」等の法律、規則及び規制の要件により、交通運輸部公布の「珠江デルタ、長江デルタ、環渤海（京津冀）水域の船舶排ガス規制水域実施方案」（交海発〔2015〕177号、以下「方案」）実施にあたり、船舶排ガス規制水域（以下「規制水域」）内で航行、停泊及び作業を行う船舶の便宜を図り、船舶の汚染防止の監督管理を強化し、大気環境を改善するため、以下の通り関連要件を通知する。

1. 上述の「方案」の要件により、低硫黄燃料油への切り替えを船舶については、燃料油切り替え日時、船舶位置の緯度・経度、燃料油の硫黄分濃度、低硫黄燃料油の使用量、作業人員などをエンジンログブックに記録すること。燃料油切り替えが必要な船舶については燃料油切り替え手順書を船舶の安全管理システムの一部として備えること。

燃料油の供給者はバッチ毎に燃料油分析を実施し、関連要件に従って将来の監査に備えて分析レポートを保持すること。分析済の燃料油を調合あるいは混合する

場合、再度分析を実施すること。燃料油供給者は船舶に燃料油供給証明書を提供すること。船舶は燃料油供給証明書は3年間、燃料油サンプルは1年間または該当燃料油を使い切るまで保管すること。

2. 船舶及び岸壁が受電・供給能力を有しており、陸電の受電・供給手順が適切に手配されている場合には、陸電が船舶及び岸壁の安全に影響を及ぼさない前提の下、船舶は陸電を優先使用すること。船舶は陸電使用の開始終了日時、作業人員などをエンジンログブックに記録すること。

陸電を使用する船舶については、船舶・岸壁双方に要求される手順に従って作業を行い、陸電供給者は使用手順及び安全作業のガイドラインの書類を船舶に提供すること。

3. LNG 及びその他低排出燃料等のクリーンエネルギーを代替措置として使用する船舶については、クリーンエネルギーの種類を船舶検査機構の発行する船舶の大気汚染防止証書に注記すること。二元燃料船舶については、各燃料の使用量、燃料切り替えの日時及び船舶位置の緯度・経度、作業人員等をエンジンログブックに記録すること。

4. 代替措置として排ガス後処理装置を使用する船舶については、排ガス後処理装置の証書を船上に保管し、船舶の大気汚染防止証書に注記する。

船舶は排ガス後処理装置の使用開始終了日、船舶位置の緯度・経度、作業人員等をエンジンログブックに記録すること。

5. 船舶の安全確保または海上人命救助を実施するため、または船舶及びその設備の損傷及び故障のために「方案」の要件を満足しない場合、船舶は可能な限り速やかに最寄りの海事管理機構に報告し、その旨をログブックに記録すること。

6. 全ての海事管理機構は規制水域内での船舶の大気汚染防止監督管理を強化し、海事局が制定した「船舶排ガス規制水域の監督管理のガイドライン」を法律執行の参考とすること。各位は実施中に明らかになった問題については速やかに海事局に報告すること。

添付：

船舶排ガス規制水域の監督管理のガイドライン

中華人民共和国海事局

2016年1月29日

添付

船舶排ガス規制水域の監督管理のガイドライン

1. 総則

1.1 目的

本ガイドラインの目的は中華人民共和国交通運輸部発行の「珠江デルタ、長江デルタ、環渤海（京津冀）水域の船舶排ガス規制水域実施方案」（以下「方案」）の実施を保障し、各海事管理機構の規制水域内の船舶の大気汚染防止の監督管理実施のガイダンス文書を提供することである。

1.2 依拠

本ガイドラインは「中華人民共和国大気汚染防止法」「中華人民共和国海洋環境保護法」「船舶汚染防止海洋環境管理条例」「船舶汚染防止内陸河川域管理規定」等に基づき制定する。

1.3 適用対象

本ガイドラインは規制水域内で航行、停泊及び作業する船舶に適用し、軍用船、スポーツボート及び漁船は除外する。

2. 船舶の低硫黄燃料油への切り替えについての検査要件

2.1 書類検査

海事管理機構はエンジンログブック、燃料油供給証明書、燃料油切り替え手順書等を検査する。具体的な検査内容は以下の通り。

- (1) エンジンログブック：船舶の燃料油切り替えの開始終了日時、船舶の緯度・経度等の記録に不備が無く規定に則っているかの確認、燃料油切り替えの開始終了時の船舶位置、燃料油の硫黄分含有量及び低硫黄燃料油の使用量が規制水域の要求を満足しているか否かの確認、各燃料油のタンクの燃料油量の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認。

- (2) 燃料油供給証明書：燃料油供給証明書を所持しており、同証明書の記録が要件に合致しているか否かの確認。
- (3) 燃料油切り替え手順：燃料油切り替え手順書を所持しているか否かの確認、同手順が船舶の安全管理システムの要件に則っているか否かの確認、燃料油切り替え記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認。

2.2 燃料油検査

- (1) 書類検査が不合格である、違反した記録がある、又は監視測定により違反の疑義がある船舶の場合には、海事管理機構は燃料油検査を実施すること。
- (2) 書類検査が合格で、違反の記録が無く、違反の疑義が無い船舶の場合も、海事管理機構はサンプリングで燃料油検査を実施することが出来る。
- (3) 燃料油検査を実施する必要がある船舶の場合、海事管理機構は法律執行人を船舶に手配して燃料油サンプルを採り、国の認定した分析機関に送付して分析を実施し、分析結果を提出させること。
 - a) サンプリング：法律執行人は MARPOL 条約附属書 VI の中の燃料油サンプリングガイドライン（決議 MEPC.96(47)）を参照し、実際の状況にあわせて、燃料油管 からサンプリングするか、船舶の燃料油サンプルを使用する。燃料油管から燃料油をサンプリングする場合、サンプルボトルの数は 3 以上とし、各サンプルの量は 400ml 以上とすること。
 - b) 分析送付：海事法律執行人は、サンプル取得後 2 日以内に燃料油分析機関に燃料油サンプルを送付する。燃料油分析機関は MARPOL 条約附属書 VI 付録 VI の規定の確認手順及び現行の有効な国家規格に従ってサンプルの分析を行う。燃料油サンプルを速やかに燃料油分析機関に送付することが出来ない場合、燃料油サンプルは封印の上、低温で光の当たらない安全な場所で保管すること。
 - c) 分析報告：分析報告は硫黄分含有量、安全及び環境保護に影響のあるその他の指標を同時に表示し、「舶用燃料油」等の国家規格に挙げられた数値との比較が行われていること。

- d) 確認：海事法律執行人報告を受領後に「方案」の要件を満足しているか否かを確認すること。

2.3 処分

- (1) 標準又は要求に合致しない燃料油を使用している船舶は、違反の情状に応じて、関連の法規あるいは国際条約の規定に基づき、以下のうち一つあるいは数種類の方法で処分する。
 - a) 警告・教育
 - b) 違反の是正
 - c) 拘留
 - d) 「中華人民共和国大気汚染防止法」第 106 条による処罰。船舶が既に出港している場合、海事管理機構は次の寄港地の海事管理機構に通報し調査に協力すること。
- (2) 燃料油供給者が燃料油供給証明書に不正記載をしている場合又は燃料油供給証明書及び燃料油サンプルを供給していない場合、「船舶汚染防止海洋環境管理条例」第 63 条により処罰する。
- (3) 船舶と燃料油供給者が燃料油供給証明書と燃料油サンプルを保管していない場合、「船舶汚染防止海洋環境管理条例」第 63 条により処罰する。

3. 代替措置の検査要件

3.1 書類検査

海事管理機構は現場監督と安全検査にあわせて、船舶に対して文書検査を実施する。具体的な検査内容は以下の通り。

- (1) 陸電を使用する船舶の場合、エンジンログブックの陸電使用の開始終了時間の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認、陸電使用の開始終了時間が規制水域の要求を満足しているか否かの確認、船舶が陸電を使用するための条件を備えているか否かの確認。
- (2) クリーンエネルギーを使用する船舶の場合、船舶の大気汚染防止証書にクリーンエネルギー使用の注記があるか否かの確認。さらに、二元燃料船舶の場合、燃料

切り替え時間の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認、燃料切り替え時の船舶の位置の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認、燃料切り替え時の船舶の位置が規制水域の要求を満足しているか否かの確認、クリーンエネルギーと燃料油の使用量の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認。

- (3) 排ガス後処理装置を搭載した船舶の場合、エンジンログブックの装置の使用開始終了時間の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認、装置使用開始終了時の船舶の位置の記録に不備が無く規定に則っているか否かの確認、装置使用開始終了時の船舶の位置が規制水域の要求を満足しているか否かの確認、装置の関連の証書があるか否か及び IAPP 証書に関連の注記があるか否かの確認。

3.2 現場検査

書類検査の不合格、記録違反、あるいは違反の疑義がある船舶に対しては、海事管理機構は船舶が使用する陸電、クリーンエネルギー、搭載された排ガス後処理装置の現場パトロールを実施する。

3.3 結果の処理

代替措置を採用する船舶が低硫黄燃料油の使用と同等な排出要件を満足できない場合、違反の情状に応じて、関連の法規あるいは国際条約の規定に基づき、以下のうち一つあるいは数種類の方法で処理する。

- a) 警告・教育
- b) 違反の是正
- c) 拘留

深圳市人居环境委员会 深圳海事局 深圳市交通运输委员会 文件

深人环规〔2016〕1号

深圳市人居环境委员会 深圳海事局 深圳市 交通运输委员会关于船舶靠泊深圳港期间 使用低硫燃油的通告

为贯彻实施《中华人民共和国大气污染防治法》，进一步改善我市环境空气质量，促进深圳港口航运业绿色健康发展，落实《珠三角、长三角、环渤海（京津冀）水域船舶排放控制区实施方案》（交海发〔2015〕177号）和《深圳港实施靠泊船舶污染控制措施工作方案》（深府办函〔2016〕125号）要求，决定强制要求船舶靠泊深圳港期间使用低硫燃油。现将有关事项通告如下：

一、自 2016 年 10 月 1 日起,船舶在深圳港靠岸停泊期间(靠港后的第一小时和离港前的最后一小时除外) 应使用硫含量 $\leq 0.5\% \text{ m/m}$ 的低硫燃油。靠港时间自系第一根缆绳时起算,离港时间自解最后一根缆绳时起算。

二、船舶应按要求保存燃油转换记录、燃油供受单证、油类记录簿、轮机日志等燃油使用的文书资料,以备相关部门和机构查验。

三、船舶在靠岸停泊期间如有特殊情况无法执行本通告要求的,可向深圳海事局提出豁免或免责,可豁免或免责的具体情形见本通告附件。

四、船舶可采取与上述减排要求等效的替代措施,除使用岸电或液化天然气清洁能源外,其他措施的替代效果须经深圳海事局会同市人居环境委员会事先认可。

五、深圳海事局将加强对到港船舶的监管,强化燃油质量和船舶排放的抽检工作。对使用不符合标准或者要求的低硫燃油的船舶,将依据《中华人民共和国大气污染防治法》第一百零六条进行处罚。

六、本通告所指船舶是除军用船舶、渔业船舶和体育运动船艇外的所有船舶。

特此通告。

附件：船舶可豁免或免责的情形



2016年8月16日

公开方式：主动公开

深圳市人居环境委员会秘书处

2016年08月16日印发

附件：

船舶可豁免或免责的情形

一、豁免

由于以下三种情形之一导致船舶在靠岸停泊期间无法执行《关于船舶靠泊深圳港期间使用低硫燃油的通告》要求的，船方可事先提出豁免。提出豁免的船舶，应由其所属公司或代理人事先向海事局提出豁免请求，并提交充分的证明材料。经海事局核查属实后，可予以豁免：

（一）船方能提供充分的证据，表明其已作出一切应尽的努力，但还是未能获得低硫燃油的。

（二）船方能提供充分的证据，表明船舶需要进行改造才可使用低硫燃油，并确保能在 2017 年 1 月 1 日前完成改造。

（三）船方能提供充分的证据，表明船舶在靠岸停泊期间如使用低硫燃油会对船舶安全造成危险。

二、免责

船方能提供充分的证据，表明发生了不可抗力或其他紧急情况，不能在靠泊期间使用符合标准或者要求的低硫燃油，应当立即通过高频、电话等方式向海事局提出，并在事后补齐书面材料。经海事局核查属实后，可予以免责。

ClassNK 仮訳

Announcement of Shenzhen Living Environment Commission, Shenzhen Municipal Transport Commission, and Shenzhen Maritime Safety Administration on use of Low Sulphur Fuel Oil while berthing at Shenzhen Port

In order to enforce “*Laws of the People’s Republic of China on Prevention and Control of Atmospheric Pollution*”, improve the air quality of Shenzhen, facilitate the development of Shenzhen Shipping, implement “*Implementation Plan on Domestic Emission Control Areas in Waters of the Pearl River Delta, the Yangtze River Delta and Bohai Rim (Beijing, Tianjin, Hebei)*”, and “*Working Plan on Implementation of Ship Pollution Control Measures at Shenzhen Port*”, it will be mandatorily required for the ship to use low sulphur fuel oil while berthing at Shenzhen Port. The requirements of the Work Plan are as follows:

- I. The sulphur content of any fuel oil used on board vessels while berthing at Shenzhen Port (excluding the first hour after arrival and the last hour before departure) shall not exceed 0.5% m/m on and after 1 October 2016.

“Berthing in Shenzhen Port” is defined as the period of time when the first mooring rope of the ship is firmly fastened to a bollard till the last mooring rope of the ship is untied.

- II. The Fuel Oil Change-over Record, Bunker Delivery Notes, Oil Record Book, Engine Logbook, etc., are to be kept onboard ships, and checked by relevant organizations.
- III. In case the ship cannot comply with this announcement due to special situations, it may apply for exemption or impunity to Shenzhen MSA. The detailed requirements are shown in the attachment of this announcement.

- IV. Ships can take alternative measures equivalent to the aforementioned control measures. The use of alternative measures except shore power and LNG clean energy, is to be accepted by Shenzhen Living Environment Commission in advance.
- V. Shenzhen MSA will enhance the supervision of ships arriving Shenzhen port, strengthen the sampling inspection of fuel oil quality and ship emission. The ship which does not use the required low sulphur fuel oil will be punished in accordance with the Regulation 106, "Laws of the People's Republic of China on Prevention and Control of Atmospheric Pollution".
- VI. The applicable ships of this announcement are all the ships excluding military vessels, sport vessels and fishing boats.

Attachment

Exemption and Impunity for the ships

I. Exemption

Ships may apply for the exemption in advance in case the ship cannot conduct the requirements of *Announcement of Using of Low Sulphur Fuel Oil while Berthing at Shenzhen Port* during berthing due to one of the following three reasons. The exemption application with sufficient evidentiary material is to be submitted to Shenzhen MSA by the belonging company or agent of the ship. After approved by Shenzhen MSA, the ship can receive the exemption.

1. Sufficient evidence can be submitted to show that all efforts have been made, but still cannot acquire the low sulphur fuel oil.
2. Sufficient evidence can be submitted to show that the ship retrofit is necessary for using Low Sulphur Fuel oil, and the retrofit work can be finished before 1st Jan. 2017.
3. Sufficient evidence can be submitted to show that using low sulphur fuel oil during berthing may cause danger to the ship.

II. Impunity

The ship shall submit sufficient evidence to show that force majeure or other emergencies occurred, so that the ship cannot use the required low sulphur fuel oil during berthing. In this case, the ship should submit the impunity application to Shenzhen MSA immediately by the means of VHF, telephone and so on.

Then written material for impunity application are to be submitted afterwards. After approved by Shenzhen MSA, the ship can receive the impunity.